

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者とその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成30年(ワ)第222号

仙台市宮城野区中野4丁目1番地の34
破産者 有限会社サンワ商事
代表者代表取締役 高橋 明男

- 1 決定年月日時 平成30年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 幸子
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年8月24日午後1時45分

仙台地方裁判所第4民事部破産係
平成30年(ワ)第176号

栃木県下野市谷地賀605番地1
破産者 有限会社河南/バス
代表者取締役 海老原幸吉

- 1 決定年月日時 平成30年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉田 明子
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月13日午後2時30分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
平成30年(ワ)第2548号

東京都八王子市鶴原町1481番地4
破産者 株式会社フイット子デバイスシステム
代表者代表取締役 笠原 英世

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 経通
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

平成30年(ワ)第2622号

千葉県大網白里市南楸川3125番地13
破産者 有限会社オセアソフーズ
代表者代表取締役 池田 春夫

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木秀和
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年8月3日午前10時

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2630号

東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目38番7-901号
破産者 有限会社グイエール
代表者代表取締役 永井 直人

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑名 俊光
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2634号

東京都中央区京橋3丁目9番6号
破産者 株式会社FDHグループ
代表者代表取締役 蛸間 正吉

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 豊
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2646号

東京都千代田区内神田1丁目7番地5
破産者 株式会社新藤事務所
代表者代表取締役 新藤 信次

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 初瀬 貴
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2650号

東京都葛飾区東水元2丁目26番8号
破産者 有限会社アジスト
代表者代表取締役 金澤 吉和

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田治 之佳
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2659号

東京都足立区島根2丁目29-30号
破産者 株式会社K・T・S
代表者代表取締役 高井 英明

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 敦朗
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2669号

東京都目黒区平町2丁目1番4-403号
破産者 株式会社DSK
代表者代表取締役 和泉 大介

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高村 健一
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月26日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2670号

埼玉県所沢市久米2223-1 第6北久米ハイソ102号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市東住吉8番10号
破産者 株式会社シボ
代表者代表取締役 浴 武彦

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 昌裕
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2674号

東京都杉並区荻窪5丁目29番7号
破産者 株式会社オノア又布川
代表者代表取締役 布川 健

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 恵
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月27日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2678号

東京都大田区大森西5丁目16番33号
破産者 有限会社京文堂書店
代表者代表取締役 西山 鏡朗

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木下いずみ
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年7月27日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部
平成30年(ワ)第2680号

埼玉県陳市中央7-19-16、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂7丁目5番34号
赤坂リキエーション26号
破産者 株式会社パシフィックグループ
代表者代表取締役 谷垣規久男

- 1 決定年月日時 平成30年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅井 大輔
- 4 破産債権の届出期間 平成30年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成30年8月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

6～12 (略)

13 この規約で「事業者」とは、食酢等を製造、加工若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食酢等の製造若しくは加工を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であつて、この規約に参加するものをいう。

14 (略)

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、食酢等の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項を、食酢の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 添加物

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 事業者の氏名又は名称及び住所

(12) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあつては、(5)及び(6)を除く。

2 栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したものをいう。))の量及び熱量は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

6～12 (略)

13 この規約で「事業者」とは、食酢等を製造若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食酢等の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であつて、この規約に参加するものをいう。

14 (略)

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、食酢等の容器又は包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように一括して表示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあつては、(4)及び(5)を除く。

(不当表示の禁止)

第7条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 「純〇〇酢」その他これに類似する用語(原材料として1種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用したもの(米黒酢及び大麦黒酢を除く。))について〇〇に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合は除く。)の表示

(4)～(9) (略)

(10) 他の事業者又はその商品を中傷し、誹謗するような表示

(全国食酢公正取引協議会の設置)

第8条 この規約の目的を達成するため、全国食酢公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 (略)

(施行規則)

第13条 (略)

2 前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

(不当表示の禁止)

第7条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 「純〇〇酢」その他これに類似する用語(原材料として1種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又ははちみつのみを使用したもの(米黒酢及び大麦黒酢を除く。))について〇〇に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合は除く。)の表示

(4)～(9) (略)

(10) 他の事業者又はその商品を中傷し、ひぼうするような表示

(食酢公正取引協議会の設置)

第8条 この規約の目的を達成するため、食酢公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 (略)

(施行規則)

第13条 (略)

2 前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

協 議

1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

11 この規約の変更の施行の日(以下「施行日」といふ。)前日事業者が行つた表示については、なお従前の例による。

12 施行日から平成三十二年三月三十一日までの製造やばい加工やばい又は輸入される食酢等に係る表示については、なお従前の例によることとする。

○外務省告示第百八十四号

平成二十九年二月一日にブラハで署名された社会保障に関する日本国とチエロ共和国との間の協定を改正する議定書について、両締約国が同議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成三十年五月十六日にブラハで行われた。よつて、同議定書は、その第六条一の規定に従い、平成三十年八月一日に効力を生ずる。

平成三十年五月十八日 外務大臣 河野 太郎

附 則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。
 (経過措置)
 第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

示

公正取引委員会
 消費者庁告示第五号

○消費 者 庁 告 示 第 五 号
 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、食酢の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年五月十八日
 公正取引委員会委員長 杉本 和行
 消費者庁長官 岡村 和美

- 一 全国食酢公正取引協議会（委員長 中埜 和英）の申請に係る食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年五月七日付で認定した。
- 二 規約に係る事業の種類
食酢等の製造、販売業等
- 三 規約の内容
別記のとおり変更する。
- 四 認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記
 食酢の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
 次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。
 (一) 変更部分及びそれぞれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。
 (二) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>

第2条 (略)	第2条 (略)
<p>(定義) 第2条 (略) 2 この規約で「醸造酢」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 穀類（酒かす等の加工品を含む。以下同じ。）、果実（果実の搾汁、果実酒等の加工品を含む。以下同じ。）、野菜（野菜の搾汁等の加工品を含む。以下同じ。）、その他の農産物（さとうきび等及びこれらの搾汁を含む。以下同じ。）若しくは蜂蜜を原料としたもの若しくはこれにアルコール若しくは砂糖類を加えたものを醸発酵させた液体調味料であつて、かつ、水酢酸又は酢酸を使用していないもの (2) アルコール又はこれに穀類を糖化させたもの、果実、野菜、その他の農産物若しくは蜂蜜を加えたものを醸発酵させた液体調味料であつて、かつ、水酢酸又は酢酸を使用していないもの (3)・(4) (略) 3 (略) 4 この規約で「穀物酢」とは、醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の穀類を使用したもの（穀類及び果実以外の農産物並びに蜂蜜を使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢1Lにつき40g以上であるものをいう。 5 この規約で「果実酢」とは、醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の果実を使用したもの（穀類及び果実以外の農産物並びに蜂蜜を使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢1Lにつき300g以上であるものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 この規約で「醸造酢」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 穀類（酒かす等の加工品を含む。以下同じ。）、果実（果実の搾汁、果実酒等の加工品を含む。以下同じ。）、野菜（野菜の搾汁等の加工品を含む。以下同じ。）、その他の農産物（さとうきび等及びこれらの搾汁を含む。以下同じ。）若しくはちみつを原料としたもの若しくはこれにアルコール若しくは砂糖類を加えたものを醸発酵させた液体調味料であつて、かつ、水酢酸又は酢酸を使用していないもの (2) アルコール又はこれに穀類を糖化させたもの、果実、野菜、その他の農産物若しくはちみつを加えたものを醸発酵させた液体調味料であつて、かつ、水酢酸又は酢酸を使用していないもの (3)・(4) (略) 3 (略) 4 この規約で「穀物酢」とは、醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の穀類を使用したもの（穀類及び果実以外の農産物並びにはちみつを使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢1Lにつき40g以上であるものをいう。 5 この規約で「果実酢」とは、醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の果実を使用したもの（穀類及び果実以外の農産物並びにはちみつを使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢1Lにつき300g以上であるものをいう。</p>